

山梨県公報

号外第六十五号

平成十八年

十月二十六日

木曜日

目次

規則

山梨県行政組織規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第五十六号

山梨県行政組織規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年十月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県行政組織規則の一部改正

第一条 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「山梨県酪農試験場」を「山梨県酪農試験場
山梨県中部横断自動車道用地事務所」
に改める。

第十八条第一項中「建設事務所」の下に「、中部横断自動車道用地事務所」を加える。

別表第一の一の表土木部の部土木総務課の項第八号中「建設事務所」の下に「、中部横断自動車道用地事務所」を加える。

別表第三富士・東部建設事務所の項の次に次のように加える。

中部横断自動車道用地事務所

南巨摩郡身延町

別表第六建設事務所の項の次に次のように加える。

中部横断自動

中部横断自動車道の事業用地に関すること。

車道用地事務所

(山梨県財務規則の一部改正)

第二条 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「森林総合研究所」の下に「、中部横断自動車道用地事務所」を加え、同条第三項中「別表一の二」を「別表第一の二」に改める。

第三十条第三項の表中「農業大学校次長」の下に「、中部横断自動車道用地事務所次長」を加える。

別表第一中「建設事務所」の下に「、中部横断自動車道用地事務所」を加える。

附則

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番